

．特定都市河川浸水被害対策法の施行期日を定める政令案

特定都市河川浸水被害対策法は、平成16年5月15日から施行することとする。

．特定都市河川浸水被害対策法施行令案

．特定都市河川浸水被害対策法施行令

- 1 .法第2条第9項の雨水が浸透しにくい土地として、法律で規定されている宅地、池沼、水路、ため池、道路に加えて、本政令で鉄道線路及び飛行場を規定する。
- 2 .法第6条第2項の河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設に関して適用する法令の規定として、河川法、河川法施行令等の規定を列挙する。
- 3 .法第6条第3項の河川管理者が管理する雨水貯留浸透施設の区域として、当該施設に係る地下又は空間について一定の範囲を定めた立体的区域、当該施設の敷地である土地の区域を規定する。
- 4 .法第8条の排水設備の技術上の基準に関する条例の基準は、以下のとおりとする。
 - 下水道法施行令の技術上の基準に相当する基準を含むものであること。
 - 雨水を貯留し、又は浸透させるために必要な排水設備の設置及び構造の基準を定めるものとして次の要件に適合するものであること。
 - ・国土交通省令に定める事項が規定されているものであること。
 - ・必要最小限度のものであり、かつ、排水設備を設置する者に不当な義務を課さないこと。
 - ・必要に応じ、条例が対象とする区域等を二以上に分割し、それぞれに適用する基準を定めるものであること。

省令事項

雨水貯留槽、雨水浸透ます等の性能又は仕様及び数量とする。

- 5 .法第9条の許可を要する雨水浸透阻害行為の規模は、1000m²とする。ただし、特に必要があると認める場合においては、都道府県（指定都市、中核市、特例

市又は事務処理市町村の区域内にあっては当該指定都市、中核市、特例市又は事務処理市町村。以下「都道府県等」という。)の条例で500㎡まで引下げることができるものとする。

6. 法第9条ただし書の通常の管理行為、軽易な行為その他の行為は以下のとおりとする。

主として農地又は林地を保全する目的で行われる行為
既に舗装されている土地において行う行為
仮設の建築物等の建築等一時的利用に供する目的で行う行為(当該利用後に行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る)

7. 法第9条第3号の土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為は、以下のとおりとする。

ゴルフ場、運動場等(排水施設を伴うものに限る)の新設、増設
ローラー等の建設機械で土地を締め固める行為

8. 法第11条の対策工事の計画についての技術的基準は、対策工事の計画がは、行為区域で基準降雨(5. ただし書の条例で基準降雨を超えない降雨を定めたとき又は9. で基準降雨を超える降雨を定めた場合は当該降雨。以下「基準降雨等」という。)が生じた場合においても、国土交通省令で定めるところにより、流出雨水量の最大値が、当該雨水浸透阻害行為によって増加することのないよう定められたものであること。

基準降雨は特定都市河川流域の都道府県等の長が、国土交通省令で定めるところにより当該特定都市河川流域において10年につき1回の割合で発生が予想される降雨としてあらかじめ公示しなければならない。

省令・告示事項

・ 8. の都道府県が条例を定める場合の基準降雨を超えない降雨は、1000㎡未満の雨水浸透阻害行為にのみ適用し、継続時間中の任意の時刻における降雨強度値がいずれの時刻においても基準降雨の同一時刻における降雨強度値を超えない降雨とし、単位時間雨量(10分毎)の推移表により規定する。

・ その他所要の手続きを規定

基準降雨等が生じた場合の流出雨水量の最大値は、以下の方式により定めるものとする。

・ 基準降雨等が生じた場合の行為区域等からの流出量Qを、雨水浸透阻害行為が行われる前後それぞれについて、基準降雨の各時間毎に、次に掲げる式により算定する。

$$Q = (1 \div 360) \times F \times R \times (A / 10000)$$

この式において、Q、F、R及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q：行為区域等からの流出流量（単位 立方メートル毎秒）

F：行為区域等の行為前又は行為後の平均流出係数

R：基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度（単位 ミリメートル毎時間）

A：行為区域等の面積（単位 平方メートル）

- ・ 式中の平均流出係数は、国土交通大臣が土地利用形態ごとに定める係数を、当該行為区域等の土地利用の状況に応じて面積按分して求める

< 大臣の定める係数（例） >

土地利用の区分	流出係数
宅地	0.90
池沼	1.00
水路	1.00
ため池	1.00
不浸透性材料による土地の舗装	0.95
締め固められた土地	0.50
排水施設のあるゴルフコース	0.50
山地	0.30
林地	0.20
畑・水田	0.20

- ・ 洪水到達時間は10分とする。
- ・ 基準降雨等の各時間における流出流量（浸透施設を伴う場合は浸透後流出量、貯留施設を伴う場合は貯留後流出量）のうち、最大の流量を、流出雨水の流量の最大値とする。

基準降雨は、継続時間を24時間とする中央集中型波形のものとし、都道府県等の長が特定都市河川流域の指定の公示に併せて単位時間雨量(10分毎)の推移表を公示（都道府県等の公報に掲載）することとする。また、流域を区分して区域毎に定めることも可能とする。

その他所要の手続き等を規定

9. 法第12条の技術的基準の強化に関する条例の基準は、以下のとおりとする

技術的基準の強化は、流域水害対策計画を定めた地方公共団体が、国土交通省令で定めるところにより、当該計画を共同して定めた同項の河川管理者等の意見を聴いて、前条の基準降雨を超える降雨（以下「強化降雨」という。）を定めることにより行うこと

強化降雨は、国土交通省令で定めるところにより、流域水害対策計画において定められた都市洪水又は都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨のいずれかを超えない範囲内で定めるものであり、かつ、必要最小限度のものであるこ

と

省令事項

強化降雨は、継続時間中の任意の時刻における降雨強度値がいずれかの時刻において基準降雨の同一時刻における降雨強度値を超える降雨とし、単位時間雨量(10分毎)の推移表により規定することとする。また、流域・行為規模を区分して区域・行為規模毎に定めることも可能とする。

強化降雨は、継続時間中の任意の時刻における降雨強度値がいずれの時刻においても流域水害対策計画において定められた都市洪水又は都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨の同一時刻における降雨強度値を超えない降雨であるものとする。

その他所要の手続き等を規定

10 . 法第17条第8項の収用委員会の裁決の申請手続として、収用委員会に提出する裁決申請書の様式を規定する。

11 . 法第18条第1項の通常管理行為、軽易な行為その他の行為は、以下のとおりとする。

雨水貯留浸透施設の維持管理のために行う行為

仮設の建築物等の建築等一時的な利用に供する目的で行う行為(当該利用後に当該施設の機能が行為前の状態に戻されることが確実な場合に限る)

12 . 法第18条第1項第4号の雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為は、以下のとおりとする。

雨水貯留浸透施設の敷地における移動の容易でない物件の堆積・設置

雨水貯留浸透施設の損傷

雨水貯留浸透施設の雨水の流入口・流出口の形状変更

13 . 法第23条第1項の保全調整池の指定の規模は、100m³とする。ただし、特に必要があると認める場合においては、都道府県等の条例で引下げることができるものとする。

14 . 法第25条第1項の通常管理行為、軽易な行為その他の行為は、以下のとおりとする。

保全調整池の維持管理のために行う行為

仮設の建築物等の建築等一時的な利用に供する目的で行う行為(当該利用後に当該保全調整池の機能が行為前の状態に戻されることが確実な場合に限る)

15 . 法第25条第1項第4号の保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為は、以下のとおりとする。

保全調整池の敷地における移動の容易でない物件の堆積・設置
保全調整池の損傷
保全調整池の雨水の流入口・流出口の形状変更

16. 法第34条第10項の収用委員会の裁決の申請手続として、収用委員会に提出する裁決申請書の様式を規定する。

. 建築基準法施行令の一部改正

建築基準法施行令第9条の建築基準関係規定に、特定都市河川浸水被害対策法第8条に基づく条例の規定を追加

. その他関係政令の整備等

その他宅地建物取引業法施行令の一部改正など関係政令の整備等を行う。

本政令は、法の施行の日（平成16年5月15日）から施行する。

．特定都市河川浸水被害対策法施行規則案

．特定都市河川浸水被害対策法施行規則（　．の４．８．９．で掲げた事項は除く）

法第１０条第１項の雨水浸透阻害行為の許可の申請に関して、都道府県知事(指定都市、中核市、特例市又は事務処理市町村にあっては、その長。)に提出する雨水浸透阻害行為許可申請書の様式等について規定する。

法第１０条第１項第４号の許可申請書の記載事項として、工事の着手予定日及び完了予定日などを定める。

法第１０条第２項の許可申請書の添付図書として、行為区域位置図(縮尺５万分の１以上)及び行為区域区域図(縮尺２千５百分の１以上)などを定める。

法第１６条第１項ただし書の軽微な変更として、工事の着手予定日又は完了予定日の変更などを定める。

法第１６条第２項の変更許可申請書の記載事項として、変更に係る事項、変更の理由、雨水浸透阻害行為の許可の許可番号などを定める。

法第１７条第１項の工事の完了の届出として、工事完了届出書の様式を定める。

法第１８条第２項の雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可申請における、雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請書の様式を規定する。

法第１８条第２項の許可申請書の記載事項として、行為の完了予定日及び雨水貯留浸透施設の名称などを規定する。

法第２５条第１項の保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の届出として、保全調整池機能阻害行為届出書の様式を規定する。

法第２５条第１項の届出書の記載事項として、行為の完了予定日及び保全調整池の指定番号などを規定する。

法第２５条第２項及び第３項の届出の内容の通知は、書面により行うものとする。

法第２８条第１項の管理協定の公告・法第２９条の管理協定の締結の公告につ

いて、管理協定の名称、管理協定の目的となる保全調整池、管理協定の有効期間、管理協定の縦覧場所などを公報・掲示などの方法で公告することとする。

法第32条第1項の都市洪水想定区域の指定は、流域水害対策計画において定められた都市洪水の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた場合に決壊又は溢流が想定される地点を相当数選定するなどして行うこととする。

法第32条第2項の都市浸水想定区域の指定は、下水道等から河川等への雨水の放流地点における河川等の水位の見込み、下水道等の配置、構造及び能力の現状、地形の状況等を勘案して行うものとする。また、必要に応じ当該河川等の管理者に対して、必要な協力を求めることができるものとする。

法第32条第4項の都市洪水想定区域等の公表は、官報又は都道府県の公報などに掲載するとともに図面を閲覧に供することにより行うものとする。

その他所要の規定を整備する。

．その他関係省令の整備等

関係省令の整備等を行う。

本省令は、法の施行の日（平成16年5月15日）から施行する。